第四条の次に次の二条を加える。

（特定連絡道路工事施行者の要件）

第五条　法第五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一　特定連絡道路に関する工事に関し、道路の構造及び交通の状況その他当該特定連絡道路及び周辺の状況に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。

二　前号の工事実施計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

三　特定連絡道路に関する工事を適確に行う能力を有する者であること。

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第六条　法第五条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2　法第五条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一　貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

二　貸付けを受ける特定連絡道路工事施行者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該特定連絡道路工事施行者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定連絡道路工事施行者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第四条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項及び第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四、第五十六条、第六十二条、第六十六条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「、第二項及び第四項」を「、第二項、第四項及び第六項」に、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十一第一項」に、「第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七」に改め、「第六十八条」の下に「、第七十条第三項及び第四項」を、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百三条第四号及び第五号」を「第百三条第二号、第五号及び第六号」に改め、同表第二十四条の項中「又は第十九条から第二十二条の二まで」を「、第十九条から第二十二条の二まで又は第四十八条の十九第一項」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「第三十九条第一項」の下に「、第四十四条第五項及び第七項」を、「第四十四条の二第八項」の下に「、第四十八条の七第一項」を加え、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項の項中「第三十九条第一項」の下に「、第四十四条第五項及び第七項」を加え、「第六十九条、第七十条第三項及び第四項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十条第二項、第四十八条の十八第三項の項中「第四十八条の二十一第三項」に改め、同表第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項の項中「第四十八条の二十一第三項」に改め、同表第四十八条の二十三の項中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同表第百三条の項中「第百三条」を「第百五条」に改める。

第十三条の表第三条の二第一項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二第一項の項中「第十九条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一号」を加え、同表第三十八条の項中「第三十八条」を「第三十七条」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十二」に改める。

（道路構造令の一部改正）

第六条　道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「あたつて」を「当たつて」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第四種第一級の普通道路」の下に「又は重要物流道路（法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路をいう。以下同じ。）である普通道路」を加え、「のせられ」を「載せられ」に改め、同条第二項の表セミトレーラ連結車の項中「三・八」の下に「（重要物流道路である普通道路にあつては、四・一）」を加える。

第十二条第一図中「普通道路にあつては四・五メートル」を「重要物流道路である普通道路にあつては四・八メートル、その他の普通道路にあつては四・五メートル」に改め、「の普通道路」の下に「（重要物流道路である普通道路を除く。）」を加え、「普通道路にあつてはH（四・一メートル未満の場合においては、四・一メートルとする。）から四・一メートルを減じた値、その他の普通道路にあつてはH」に改める。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第七条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第九条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」を「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、第六条の規定による改正後の道路構造令第四条及び第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。